

○朝霞市個人番号の利用に関する条例

平成27年10月 1 日条例第37号

改正

平成29年12月20日条例第22号

平成30年 9 月28日条例第18号

令和 5 年 3 月27日条例第 2 号

令和 6 年 3 月25日条例第 5 号

朝霞市個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、市の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項に基づく条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第1の下欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定により個人番号の利用ができる場合において、条例、規則その他の定めにより当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月25日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年朝霞市条例第28号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年朝霞市条例第24号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

4 市長	朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年朝霞市条例第35号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	障害者等に対する地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	朝霞市こども医療費支給に関する条例（平成4年朝霞市条例第16号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、国民健康保険関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、年金給付関係情報、生活保護関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、障害者

		手帳等関係情報、医療保険 給付関係情報又は生活に 困窮する外国人に対する 生活保護の措置に関する 情報であって規則で定め るもの
4 市長	朝霞市在宅重度心身障害者手当支給条例による 在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務で あって規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者手 帳等関係情報、障害児福祉 手当、特別障害者手当若し くは福祉手当の支給に関 する情報又は施設への入 所に関する情報であって 規則で定めるもの
5 市長	障害者等に対する地域生活支援事業の実施に関 する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護 関係情報、中国残留邦人等 支援給付関係情報、障害者 手帳等関係情報又は生活 に困窮する外国人に対す る生活保護の措置に関す る情報であって規則で定 めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置 に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護 関係情報、児童扶養手当関 係情報、母子及び父子並び に寡婦福祉法（昭和39年法 律第129号）による給付金、 障害児福祉手当若しくは 特別障害者手当若しくは 福祉手当の支給に関する 情報、母子保健法（昭和40

		年法律第141号) による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	朝霞市こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、国民健康保険関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの